

営農集団に関する研究 第1報

—— 東郡家地域営農集団の場合 ——

石谷育夫*

昭和57年7月31日受付

Studies on Group Farming. Part I.

—— The Eastern Kohge Area ——

Ikuo ISHIGAYA*

In 1977 this group farming was organized by 48 farm households of 3 rural communities, because they needed to construct underdrainage works on a paddy field which is 34 ha. The farm households consist of 45 crop cultivating households and 3 dairy-farming households.

They then changed from the paddy field to an upland field for the purpose of restoration of soil fertility after a land consolidation project, and took the following measures;

- 1) Leave summer crop and winter crop to group farming.
- 2) Leave either summer crop or winter crop to group farming and leave the other crop to a manager.
- 3) Leave both summer crop and winter crop to a manager.

Respective farm households selected one of these three measures in compliance with the number of persons engaged in agriculture.

For the summer crop, the barley culture group, women's group and dairy farmer group rent and cultivate the land which is available to group farming.

In winter, only two groups, the barley culture group and dairy farmer group, cultivate the land.

The barley culture group consists of six persons engaged in non-agricultural work and one regular farm worker.

The women's group consists of five regular farm workers and two persons engaged in non-agricultural work.

緒 言

鳥取県の中部以東に幾つかの営農集団が見受けられるが、いずれも主として米の生産調整に基づく転作対応を目的として結成されたものである。すなわち、集落の領域に属する水田を幾つかのブロックに分け、毎年1プロ

ックを転作地とし、年ごとに転作地を移動させる方式で、農地の流動化は転作地に経営耕地を持つ農家が転作できないとき、経営耕地が全部転作地になった農家が自家飯米を作りたい場合に起るだけである。

本論文で扱う東郡家地域営農集団はその結成の動機が上記とは全く異なり、また独特の作型を考案、作型ごと

* 鳥取大学農学部農業経営学科農場管理学研究室

Department of Farm Economics, Faculty of Agriculture, Tottori University

に作物を定めているが、農家は自己のほ場1筆ごとに自らの考えで作型、作物を選定する。選定された作型によっては表作、裏作とも受託組織がこれを受託する。すなわち農地の流動化が自動的に広範囲に行われ、これは受託組織加入農家の規模拡大と営農集団区域内の高い耕地利用率につながっている。受託組織のうちの1つは農作業受託もを行っている。こうした幾つかの特色について解明し、また問題点を指摘することを本論文の目的とする。

調査方法

郡家町農協営農課長、稲荷富士生産組合長、婦人部長、東郡家牧場組合長より聞き取りを行い、資料の提供をえ、それぞれの組合員からも聞き取りをした。また、郡家町役場税務課、同産業課、郡家町農業委員会、郡家町土地改良区、郡家町農業共済組合より資料の閲覧を受けた。更に営農集団員にアンケート調査を行い、ほ場の踏査をした。

調査結果及び考察

1. 調査地の概要

(1) 位置

この営農集団は鳥取県の東南部を占める八頭郡の最北部に位置する郡家町にあり、その西北部に隣接して所在する堀越、稲荷、井古の3集落の農家で構成されている。堀越集落は主として国鉄因美線及び若桜線の東郡家駅の西側に、稲荷集落、井古集落は扇ノ山に源を發し、郡家町のほぼ中央を東から西に向かって流れる私都川に沿い、前者はその右岸に、後者は左岸にあり、両集落とも県道中河原線に面している。また、国道29号線が鳥取市内よ

り国鉄に平行して走り鳥取市へは国鉄のほかバスの便もあり、東郡家駅前から鳥取駅前までの距離は9kmで、鳥取市への通勤は容易である。

(2) 集落の概況

堀越集落は総戸数68戸であるが農家はわずか9戸であり、営農集団には稲荷集落の農家の耕地と地続きの耕地を経営している7戸が加入している。区長は非農家、農家の区別なく選挙により、実行組合長は話し合いにより全農家が輪番で行っている。郵便局、警察の駐在所がある。

稲荷集落は総戸数32戸、農家29戸のうち26戸が営農集団に加入している。区長は非農家も含めて選挙により、実行組合長も選挙によっている。この集落には岸本姓が13戸、西村姓が7戸あり、数戸ずつが親せき付き合いをしているが、農作業を共同で、あるいはゆいで行うこともなく、営農集団の結成に当っても個々に対応している。集落内にハヤシ工業株式会社鳥取工場があり、ここに勤めている人がある。

井古集落は総戸数18戸で、農家は15戸、全農家が営農集団に加入している。この集落では区長をする農家が3戸、実行組合長をする農家が2戸決っていて交代でしている。区長をする農家のうちの1戸と実行組合長をする2戸は酪農專業農家である。こうした集落の古い体質が後で述べる作型の選択に影響を与えていると考えられる。この集落にも西村姓・滝田姓が各4戸あり、それぞれが親せきであるが、営農集団の結成には関係がないと判断される。なお、稲荷集落と井古集落の西村家は血縁関係がない。集落内に一宮電機郡家工場がある。

各集落とも区長、実行組合長の任期は1年となっている。

第1表 営農集団加入農家の專業兼業別、兼業種類別、農家数及び構成比(昭.56) (単位:戸,%)

	計	專業兼業別区分			兼業種類別区分	
		專業	1兼	2兼	自営兼業	雇用兼業
堀越	7	—	1	6	2	5
	100.0	—	14.3	88.7	28.6	71.4
稲荷	26	1	5	20	1	24
	100.0	3.9	19.2	76.9	4.0	96.0
井古	15	3	1	11	1	11
	100.0	20.0	6.7	73.3	8.3	91.7
計	48	4	7	37	4	40
	100.0	8.3	14.6	77.1	9.1	90.9
郡家町	1,384	115	421	848	108	1,161
	100.0	8.3	30.4	61.3	8.5	91.5

2. 営農集団加入農家

(1) 専業兼業別、兼業種類別農家数

第1表に掲げたように堀越集落では専業農家はなく、1兼農家が1戸で、2兼農家が89%を占める。稲荷集落では専業農家は1戸であり、この農家は中核的農家でもある。1兼農家は5戸で3集落のうちでは最もその構成比が高い。しかし、2兼農家が多く77%を占めている。堀越、稲荷両集落の農家はすべて耕種農家である。井古集落では専業農家は3戸で、いずれも中核的農家で酪農家であり、2兼農家が73%を占める。酪農家を除いた12戸は耕種農家である。営農集団として郡家町と比べると専業農家率は同じであるが、1兼農家率は郡家町が30%であるのに対して営農集団では15%で著しく低い。2兼農家率は町では61%であるが、営農集団では77%である。兼業種類別に見ると堀越集落では自営兼業農家の割合

が他の2集落より高く、稲荷、井古両集落では圧倒的に雇用兼業農家が多い。いずれの集落も雇用兼業農家では、ほとんどが恒常的勤務である。自営兼業の業種は堀越集落では量製造業、酒小売業であり、稲荷集落では造園業、井古集落では清酒製造業である。営農集団として町と比較すると自営兼業農家の割合がわずかに高い。

(2) 農業就業人口有無別農家数及び農業従事者数別農家数

第2表に53年と57年と対比して掲げたが農業就業人口有無別農家数では著しい差はなく、両年とも農業就業人口のいない農家の割合は堀越集落が最も高く43%を占め、井古集落がこれに次ぎ、稲荷集落が最もその割合が低く27%である。稲荷、井古両集落で57年には53年より各1戸減少しているのが営農集団として見ると53年には31%を占めていたが、57年には27%に減少している。

第2表 農業就業人口有無別農家数・農業従業者数別農家数及び構成比(昭.53, 57)

(単位:戸, %)

集 落	年 度	農業就業人口有無別農家数及び構成比			農業従業者数別農家数及び構成比						
		計	有	無	計	5 人	4 人	3 人	2 人	1 人	なし
堀 越	53	7	4	3	7	—	1	1	5	—	—
		100.0	57.0	43.0	100.0	—	14.3	14.3	71.4	—	—
	57	7	4	3	7	—	1	1	5	—	—
		100.0	57.0	43.0	100.0	—	14.3	14.3	71.4	—	—
稲 荷	53	26	19	7	26	1	5	6	9	5	—
		100.0	73.1	26.9	100.0	3.9	19.2	23.1	34.6	19.2	—
	57	26	20	6	26	—	5	7	9	4	1
		100.0	76.9	23.1	100.0	—	19.2	26.9	34.6	15.4	3.9
井 古	53	15	10	5	15	—	3	3	4	5	—
		100.0	66.7	33.3	100.0	—	20.0	20.0	26.7	33.3	—
	57	15	11	4	15	—	4	2	4	5	—
		100.0	73.3	26.7	100.0	—	26.7	13.3	26.7	33.3	—
計	53	48	33	15	48	1	9	10	18	10	—
		100.0	68.8	31.3	100.0	2.1	18.8	20.8	37.5	20.8	—
	57	48	35	13	48	—	10	10	18	9	1
		100.0	72.9	27.1	100.0	—	20.8	20.8	37.5	18.8	2.1

農業従事者数別農家数では堀越集落では両年の間に変化がなく、2人の農家が最も多く、71%を占め、4人、3人の農家が1戸ずつある。稲荷集落では53年に5人の農家が1戸あったが、57年にはなくなり、3人の農家が57年には1戸増加、1人の農家は1戸減少し、1人もいない農家が1戸できている。両年度とも2人の農家が最

も多く、3人、4人の順となっている。井古集落では53年に4人の農家が57年には1戸増加、3人の農家は1戸減少し、2人、1人の農家では増減がない。この集落では1人の農家が最も多く、3分の1を占め、2人の農家がこれに次ぎ57年には3人の農家が最も少ない。営農集団として見ると両年度とも2人の農家が38%を占め、3

人、4人、1人はほぼ同率である。

(3) 経営耕地面積別農家数

第3表に示したように堀越集落では50～100a階級に属する農家が57%と過半を占め、最も経営規模の大きい農家で115a、最も小規模農家では32aである。稲荷集落では50～100a階級の農家と100～150a階級の農家が

共に35%を占め、最大規模農家は244a、最小規模農家は23aである。井古集落では50～100a階級に属する農家が最も多く33%、次いで100～150a階級の農家が20%を占める。最大規模農家は251a、最小規模農家は13aであり、150a以上の3戸で集落農家の総耕地面積の42%を占める。

第3表 経営耕地面積規模別農家数及び構成比(昭.56) (単位：戸，%)

集落	区分	計	30a未満	30～50	50～100	100～150	150～200	200～250	250～300
堀越		7	—	2	4	1	—	—	—
		100.0	—	28.6	57.1	14.3	—	—	—
稲荷		26	2	3	9	9	2	1	—
		100.0	7.7	11.5	34.6	34.6	7.7	3.9	—
井古		15	2	2	5	3	1	1	1
		100.0	13.3	13.3	33.3	20.0	6.7	6.7	6.7
計		48	4	7	18	13	3	2	1
		100.0	8.3	14.6	37.5	27.1	6.2	4.2	2.1

なお、果樹園を経営している農家が堀越集落に1戸(なし39a)、稲荷集落に7戸(なし10a, 15a, 18a, 30a, 65a, かき17a, 127a各1戸)あり、経営耕地面積と関係はないが、しいたけを栽培している農家が稲荷集落には6戸ある。(発生ほだ木本数2,000本 2戸, 10,000本, 12,000本, 15,000本, 30,000本各1戸)

(4) 経営耕地の水田率別農家数

第4表に見られるように堀越集落では水田率38%の農家1戸を除き80%以上の水田率の農家ばかりで7戸の合計では85%の水田率となる。稲荷集落では水田率80%以上の農家が88%を占め、26戸の合計では87%となる。井古集落では水田率80%以上の農家が93%を占め、15戸の合計では95%となる。営農集団で見ても80%以上の水田率の農家が90%を占める。

第4表 経営耕地の水田率別農家数及び構成比(昭.56) (単位：戸，%)

集落	区分	計	100～90%	90～80	80～70	70～60	60～50	50～40	40～35	平均
堀越		7	5	1	—	—	—	—	1	
		100.0	71.4	14.3	—	—	—	—	14.3	85.3
稲荷		26	17	6	1	1	1	—	—	
		100.0	65.4	23.1	3.8	3.8	3.8	—	—	86.7
井古		15	12	2	1	—	—	—	—	
		100.0	80.0	13.3	6.7	—	—	—	—	95.2
計		48	34	9	2	1	1	—	1	
		100.0	70.8	18.7	4.2	2.1	2.1	—	2.1	89.5

(5) 経営耕地面積に占める営農集団内経営耕地面積割別農家数

営農集団ではその区域をほ場整備田としているので人

家に接した水田、飛び地の水田等の未整備田、畑は除外している。ただし、ほ場整備後果樹、庭園樹等を栽植したほ場は含まれる。このため、各農家の経営耕地面積と

第5表 経営耕地面積に占める営農集団内経営耕地面積割合別農家数及び構成比(昭.56)

(単位：戸，%)

集落	区分	計	100～90%	90～80	80～70	70～60	60～50	50～40	40～35	平均
堀越		7	1	—	—	1	3	1	1	
		100.0	14.3	—	—	14.3	42.8	14.3	14.3	59.8
稲荷		26	8	7	3	2	1	5	—	
		100.0	30.8	26.9	11.5	7.7	3.9	19.2	—	74.6
井古		15	7	4	3	1	—	—	—	
		100.0	46.7	26.7	20.0	6.7	—	—	—	86.1
計		48	16	11	6	4	4	6	1	
		100.0	33.3	22.9	12.5	8.3	8.3	12.5	2.1	77.1

営農集団区域内に含まれる経営耕地面積とは一致しない。第5表に示したように堀越集落では1戸を除いて69%以下であり、55%以下の農家で見ても5戸あり、営農集団区域外に経営耕地を持ち、しかもその割合が大きい農家が多い。7戸の合計では40%の経営耕地面積が営農集団区域外にある。稲荷集落では経営耕地面積の80%以上が営農集団区域内にある農家が58%と過半を占めるが、50%以下の農家が5戸で19%あり26戸の合計では経営耕地面積の75%が営農集団区域内にある。井古集落では経営耕地面積の80%以上が営農集団区域内にある農家が73%と多く、最も営農集団区域内に経営耕地が含まれない農家でも63%の面積が含まれ、15戸の合計では経営耕地面積の86%が営農集団区域内にあり、3集落のうち最もその割合が高い。営農集団として見ると経営耕地面積の80%以上が営農集団区域内にある農家は56%で、50%以下の農家が15%を占め、合計では経営耕地面積の77%が営農集団区域内にあることになる。

なお、営農集団区域内の耕地は落差が少なく標高は69～71mである。

3. 永小作権設定耕地，耕地の売買，農地転用

ほ場整備事業に伴って換地処分が行われ、その折、永小作権が設定されていた耕地では地主が小作にその半分の面積の所有権移転を行ったので営農集団区域内では現在、3筆47.7aだけとなっている。しかし、表向きの書類には出ない貸借地が見受けられるがその貸借期間は短年で面積もわずかであって、貸借条件については不明である。

営農集団区域内耕地の売買は54年と56年に1筆ずつで、その面積は2筆合計で12aと極めて少ない。

農地転用は54年に井古集落の酪農家が畜舎新築のため許可された70aと56年に稲荷集落で農業機械格納庫を建設する敷地として認められた4aだけである。

4. 農業従事者数，農業就業人口の女性化率，他産業従事者が主・自家農業従事者の人，年齢別農業就業人口

(1) 農業従事者数

第6表で見られるように堀越集落では女性の割合が著しく高いが、稲荷、井古両集落では男性の割合が高く、殊に井古集落ではその差が大きい。営農集団としても男性の割合が高いが、その差は少ない。郡家町ではほぼ同

第6表 性別農業従事者数構成比，農業就業人口の女性化率，性別他産業従事者・自家農業従事者の人の構成比(昭.57)

(単位：%)

	農業従業者				農業就業人口の女性化率	他産業従事者が主・自家農業従事者			
	計	男	女			計	男	女	
堀越	17 ^人	100.0	41.2	58.8	250.0	10 ^人	100.0	50.0	50.0
稲荷	63	〃	52.4	47.6	190.9	31	〃	71.0	29.0
井古	35	〃	54.3	45.7	144.4	13	〃	76.9	23.1
計	115	〃	51.3	48.7	177.3	54	〃	68.5	31.5
郡家町	4,290	〃	50.3	49.7	163.6	2,002	〃	64.3	35.7

率である。

(2) 農業就業人口の女性化率

堀越集落が250%と最も高く、稲荷集落がこれに次ぎ、井古集落が最も低く144%である。営農集団として見ると177%で郡家町の女性化率よりかなり高い。

(3) 他産業従事が主・自家農業従事従の人

堀越集落では男性、女性同率であるが、他の2集落では男性の割合がはるかに高く、稲荷集落では男性は女性の2.4倍、井古集落では3.3倍である。営農集団として見ても男性の割合が高く、男性は女性の2.2倍となる。郡家町でも男性の割合が高いが1.8倍で営農集団よりその差が少ない。

(4) 年齢別農業就業人口

第7表に示したようである。

① 男性

堀越集落では60歳以上の人だけであり、稲荷集落でも82%が60歳以上で、30～59歳の人には18%である。この2集落に比べ井古集落では60歳以上の人は33%、30～59

歳の人が56%、16～29歳の人が11%あり、16～59歳の人の割合が高いのは酪農専業農家が3戸あり、6人のこの年代の農業専従者がいることによるものである。営農集団として見ると60歳以上が最も多く64%を占め、30～59歳がこれに次ぎ、16～29歳は5%を占めるに過ぎない。郡家町と営農集団と比べると60歳以上の人の割合が営農集団では町より高く、16～59歳の人の割合はかなり低い。

② 女性

堀越集落では60歳以上の人が60%を占め、30～59歳の人の割合より高いが、稲荷、井古両集落では30～59歳の人の割合が60歳以上の人の割合より高く、特に井古集落では60歳以上が15%であるのに対して30～59歳の人々が77%を占めているのが目立つ。営農集団として見ても30～59歳の人々が59%、60歳以上の人は38%で男性の場合と趣を異にしている。町と比べると30～59歳、60歳以上とも営農集団の方が割合が高い。営農集団では各集落とも16～29歳の人はいない。

第7表 性別・年齢別農業就業人口構成比(昭和57年6月1日現在) (単位：%)

	男					女				
	計	16～29歳	30～59歳	60歳以上		計	16～29歳	30～59歳	60歳以上	
堀越	2 ^人 100.0	—	—	100.0		5 ^人 100.0	—	40.0	60.0	
稲荷	11	—	18.2	81.8		21	—	52.4	47.6	
井古	9	11.1	55.6	33.3		13	—	76.9	15.4	
計	22	4.6	31.8	63.6		39	—	59.0	38.4	
郡家町	868	9.1	39.5	51.4		1,420	7.6	55.3	37.1	

以上を総合すると集落によって差はあるが、営農集団として見ると農業就業人口の女性化、農業就業人口のうち男性では高齢化が町より進んでいるといえよう。

5. 任意組合・東郡家地域営農集団の経過

(1) 営農集団の結成

現在の営農集団の区域は堀越(国道29号線より東側)、稲荷、井古の3集落に所属する整備田であり、東郡家地域営農集団は昭和52年の春に結成された。

まず、私都川に沿ったこの地域の321.4haの水田について述べると昭和46年度から幾つかの工区に分けて、水田区画の拡大、換地処分、用排水路の分離、農道の新設・幅員の拡大・舗装、湧水田については暗きょ排水工事を内容とする水稻作を対象とした県営ほ場整備事業が実施され53年度に終了した。しかし、ほ場整備後に排水が悪

くなり、また転作もからんで47年度から77%の面積に暗きょ排水工事が施工され55年度に完了した。

井古集落では47年度から50年度にかけてほ場整備が終り、50、51両年度にその65%の面積に暗きょ排水工事を終った。したがって非施工の8%の面積を除いた27%の面積が未施工であった。稲荷、堀越集落(国道29号線より東側)のほ場整備事業は49年度から51年度にわたって67%を終え、非施工水田1%を除いた32%が未施工で、暗きょ排水工事は全く行われていなかった。

この状況に井古集落の酪農家某氏が着眼し、井古集落の暗きょ排水未施工地と稲荷、堀越集落の水田に暗きょ排水工事を導入することを目的とし、営農集団を結成するよう唱道した。

井古集落の水田と稲荷・堀越集落の水田の84%は私都

川の対岸にあり、排水路を全く異にするのでそのことからすれば営農集団を結成する必要はないのであるが、これには次のような理由があった。

- ① 営農集団を結成した方が要求が採択され易いと考えられた。
- ② ほ場整備前には現在の井古集落の水田領域内に稲荷集落農家の水田が分散混在しており、水利関係を通じて両集落民は密接であった。
- ③ 昔から井古・稲荷といわれ、井古集落の農家数が少ないこともあって37年ごろ共同で簡易水道の敷設をしたり、また戦前から自警団を両集落民で編成していた。
- ④ 現在も葬儀の折には両集落民はお互いにお悔に行ったり、出棺の見送りをするなどの間柄である。
- ⑤ 稲荷、井古集落では共有原野を持っている。
- ⑥ 某氏は営農集団結成により、その区域内に安定した粗飼料生産の場が確保できるとひそかに考えていた。等である。

各集落から主だった者が一堂に集まり協議し、更に各集落で検討の上、提案受入れに向ったのであるが、決してスムーズに結成されたものではなかった。それは「営農集団に何故加わったのか」というアンケート調査結果からうかがうことができる。営農集団に参加した場合のメリッ特的理由を挙げながらも同時に「加わらざるを得なかった」と答えている者が4分の1にも及んでいる。このことから営農集団結成推進者達の根気強い説得があったことと、その必要性なり有利性なりを理解しながらも新行動に移ることの不安を持っていた者が多かったことが読み取れ、また「人並に」という者が4名あったが、これは積極的参加でなく、仲間外れにされたくないという気持である。

営農集団の結成は推進者に熱意があったことのほか、この地域の集落民に古くからある共同意識とほ場整備後に排水が悪くなったことを経験し又は見てきた共通の悩みを見逃すことができない。農業生産に関する共同意識について述べれば、稲荷集落では実行組合で45年ごろ2条田植機を4台、50年ごろ4条植1台、54年に4条植1台を購入し、54年から56年の間では2条植1台、4条植2台を使用しており、57年には乗用5条植1台を購入、バインダーも2条刈を45年ごろには3台、現在は2台使用している。バインダーの使用は個別であるが、田植、防除は共同作業で行っている。種もみのは種は作業場所、日を統一し、は種用土・肥料を共同購入している。(育苗箱は個人所有で育苗も各戸ごとに行っている)かつては

共同炊事、共同で空中田植を行った時代もあったとのことである。井古集落でも以前には共同田植を行い、また一時期空中田植を共同で行っており、堀越集落では防除を共同作業で行っている。

(2) 暗きょ排水工事

52年に井古集落の未施工水田のすべてと稲荷集落のほ場整備田の64%及び堀越集落(国道より東側)のほ場整備田の91%に、53年に残余について暗きょ排水工事が当初は地域農政特別対策事業により途中からほ場整備事業により実施された。集水管の幹線は地下1mのところ、支線は各筆ごとにその面積の広狭により2本あるいは3本が地下60cmのところ敷設され、その上に約20cmの厚さにバラスを投入した完全な施工であった。集水管は塩ビパイプで幹線の最も長いものでは起点の直径が6cm、末端直径20cmであり、支線は直径6cmである。幹線は井古集落の水田には2本、稲荷、堀越集落の水田には3本埋設されている。また、稲荷、堀越集落の水田では1筆ごとにたん水、排水可能の装置が設置されている。井古集落の水田では用排水路の分離が行われていない。

この工事に当って特筆すべきことは農家の負担金の軽減と工事請負業者の手抜きを防止するため、堀削に農協所有のパワーショベルを用い、農協職員がオペレーターをしたことと土の埋戻し、石拾いを請負業者の人夫として農家が行ったことである。このことによって農家の実質負担金は当初負担金の47%となった。

(3) その後の経緯

暗きょ排水工事が完了した後の営農集団の課題は面的工事に基づく水田の地力の低下の回復であった。営農集団ではその方策として集団の区域内にある水田全面積を田畑転換し、表作・裏作とも全面積に作付をすることとしたが、前記のごとくほとんどが2兼農家であり、各農家の農業従事者数、従事日数、従事者の質等区区であるので、それに適合させて選択できる作型・作物を定めたのである。しかし、当初は飼料作物の作付を希望する農家が多かった。これはこれより前に井古集落から川上の下大坪集落までの県道の北側にそった水田ではほ場整備、暗きょ排水工事が施工された後、下大坪、大坪の酪農家が初年度は表作・裏作とも借り受け飼料作物を栽培し、2、3年目は表作は耕種農家が葉たばこを、裏作は酪農家が飼料作物を作付けしたことにより地力が回復し、4年目には水稻とした先例を見ていたからである。

このため、52年表作では営農集団区域内の80%、裏作では71%の面積に飼料作物が作付けられたようであり、53年度の記録によれば、井古集落農家の53年産麦刈作

業を稲荷集落のオペレーターが受託し、また飼料作物作付に当っては営農集団のオペレーターが協力してきゅう肥の散布、耕うんを行い、更にこのころは麦グループがトラクターを1台しか所有していなかったので54年産麦の耕うんに当たって麦グループが酪農グループからトラクターを2台借用するなどこの営農集団は鳥取県における耕種農家と酪農家の結合補完のモデルとして高く評価されていたのである。しかし、54年度裏作以降、堀越、稲荷両集落の農家の経営耕地からは飼料作物は全く姿を消した。これは、地力が回復したと判断されたこと、イタリアンライグラスの作付跡地ではこれが雑草化すること、酪農家の意図が判明したことによっている。もともと井古集落のオペレーター（酪農家）は飼料作物を作付るほ場以外にはきゅう肥の散布をしなかったため、このときから井古集落のオペレーターは稲荷、堀越集落の農

家のほ場で作業をしなくなった。このため、稲荷、堀越集落の稲、麦、大豆を作付したほ場では稲わら、麦かん（一部は野菜の敷わらとする）、大豆かん、豆がらを土壤に還元し、有機物の補給を行っている。野菜を作付る農家の多くは農協が八東町の肉牛肥育農家にライスセンターでできるもみがらを敷料として提供し、きゅう肥となったものをt当たり1,250円で販売しているのでこれを購入している。さらに55年度には井古集落の酪農家は下大坪、大坪両集落の酪農家各1戸と共に転作飼料作物流通促進パイロット事業実施地区・50ha規模の指定を受け飼料作物の作付からサイロの詰込作業までを共同で行うようになり、営農集団は実質的に設立当初とは変容した。しかし、現在も分裂することなく後記するように役員に酪農家もなっており、総会にも井古集落農家が多数出席していると聞いている。

第8表 集落別営農集団加入農家数及び面積

(単位：戸、a)

年度	集落	堀	越	稲	荷	井	古	門	尾	下	坂	下大坪	大	坪	計
52		7	26	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	52
		—	—	1,360.81	21.21	42.88	88.85	92.42	—	—	—	—	—	—	—
53		7	26	15	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	49
		262.07	1,847.91	※1 1,360.81	—	42.88	—	—	—	—	—	—	—	—	3,513.67
54		7	26	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48
		262.07	1,847.91	※2 1,291.08	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,401.06
55		7	26	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48
		262.07	1,847.91	1,291.08	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,401.06
56		7	26	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48
		262.07	※3 1,847.91	1,291.08	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,401.06
57		7	26	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48
		262.07	1,843.87	1,291.08	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,397.02

(注) 集団加入農家数は総会資料による。集落の集団区域面積は土地改良区実測図による。

※1 畜舎建築のため裏作は1,300.99a

※2 畜舎建築のため減少

※3 農業機械格納庫建築のため裏作は1,843.87a

集落別営農集団加入農家数及び面積は第8表に掲げたようである。下大坪、大坪両集落の各1戸は暗きょ排水工事に加わったが営農集団には加入していないといっているが、52年の営農集団賦課金を支払っていることから見ると加入していたと判定される。門尾、下坂集落の各1戸はそれぞれの集落でただ1戸の加入であり、しかも経営水田の一部しか営農集団の区域内にないことから脱退したのである。

なお、稲荷集落ではほ場整備事業から除外され、又は

他集落にのみ経営耕地を所有している3戸が当初から加入していない。

6. 営農集団の組織、運営

(1) 組織

営農集団の規約では「役員として団長、副団長、会計各1名、監事2名、実行委員若干名をおき」としているが、実行委員とは営農活動推進事業部、機械利用部、土壤改良部（当初は土地基盤整備部）の各部長を指している。このほか、規約にはないが渉外委員（現在2名）、

顧問1名（第1期にはない）、各事業部にそれぞれ担当委員2名を置いている。役員の任期は3年であり、役員数は申し合わせにより稲荷集落より7名、井古集落より5名、堀越集落より3名とし、それぞれの集落の会合で推薦者を決め、その後、推薦された人人が役員会を開催し、話し合いにより担当を決め、総会の議を経て決定している。

第9表 役員の年間手当 (単位:円)

年度	区分	団長	副団長	会計	事業部長
52		10,000	5,000	5,000	5,000
53		10,000	5,000	5,000	5,000
54		15,000	5,000	10,000	5,000
55		15,000	5,000	15,000	5,000
56		18,000	6,000	18,000	6,000

(注) このほかの役員には手当はない。

役員の手当では第9表に示したようであり、このほかの役員には手当はない。営農集団発足当初は別として現在事業部で活躍しているのは営農活動推進事業部であり、他の事業部は役員ポストとして置かれている感を受ける。なお、農業機械のオペレーターは登録制を採用し、稲荷集落8名、堀越集落1名、井古集落3名、計12名が登録されている。

(2) 事業

規約によれば①農用地の多目的作付条件の整備に関する事業、②農用地の集団営農に関する事業、③農用地の高度利用に関する事業、④農用地の土作りに関する事業、⑤農用地の利用権設定に関する事業、⑥団員の親睦を図り友好を深める事業、⑦その他目的達成に必要な事業としている。

(3) 運営

運営費は加入農家から徴集する均等割(600円、当初からすえ置)と集団区域内面積割(10a当たり、55年度までは200円、56年度は300円)このほか、営農集団に対する補助金で賄われている。補助金は52年度農協助成金(営農集団育成)465,950円、53年度農協助成金(堆肥散布助成)72,127円、54年度農業生産組織総合整備対策事業334,000円、転作促進対策中核集団育成事業400,000円、55年度中核集団育成事業400,000円等である。56年度には補助金が打ち切られたため55年度に転作作物高度集団促

進事業の対象となり補助金を受けた農家から補助金対象水田面積10a当たり1,000円を特別賦課金として徴集している。運営費は例年、総会費、委員会費、役員手当、営農費(麦グループ、婦人部、酪農グループの助成)、研修費、事務費、雑費などに支出され、繰越金は52年度332,266円、53年度199,133円、54年度606,754円、55年度772,743円、56年度887,556円で健全な運営を行っている。

7. 営農集団における作付方法

(1) 作型及び作物

作型には全面委託、部分委託、個人管理があり、全面委託とは表作・裏作とも営農集団に委託する場合をいい、受託者は表作では麦グループ、婦人部、酪農グループであり、裏作は麦グループ、酪農グループである。作物は表作は大豆(54年度から加わる)、飼料作物、裏作は麦、飼料作物である。部分委託とは表作か裏作かどちらか一方を委託とし、他の一方を個人管理とする方法で、表作委託の場合は全面委託の表作と裏作委託のときは全面委託の裏作と受託者、作物とも同じである。表作個人管理、裏作個人管理の作物は個人管理の表作、裏作と同様である。

全面委託、部分委託という作型を設けることができたのは営農集団結成前から麦グループ、酪農グループが存在していたことによるもので、この2型は両グループの存続を図るために必要であり、また農業労働力と経営耕地面積が均衡しない農家の耕地を遊休させない独特の方法である。本来、営農集団として計画的に耕地の有効利用を図るには個人管理の存在はその阻害要因になると考えられるが、これを認めなければならなかったのはそうしなければ営農集団の結成が困難であったからであろう。

個人管理は表作・裏作とも経営者自身が自己の経営耕地で栽培を行うもので表作の作物は大豆、野菜、水稲であり、裏作は麦、野菜である。水稲は54年度から加えられ、これは地力が回復したと考えられたことと自家飯米位は作りたいという農家の希望によっている。

この作型・作物の素案は農協の現営農課長によるものである。

なお、営農集団における大豆品種は以前はタチズブナリであったが現在はタマホマレであり、極早生のトヨズを奨励している。水稲は農協の地域指定品種であるヤマホウシが作られているが、これも極早生のアキヒカリを奨励している。しかし、銘柄米でないのであまり作付面積は多くない。何故、極早生品種を奨励しているのかと言うと、大豆、水稲の後作が麦となった場合、そのは種期には天候が悪く、また稲荷、堀越両集落のオペレ

ーター9名のうち、8名が他産業就業者であり、作業が遅れるため麦の収量の少ない原因の1つとなっているからである。麦はビール会社との契約栽培で53、54年産はダイセンゴールド、55年産はアカギ二条、56、57年産はアマギ二条である。表作飼料作物はソルゴー（品種キング）が中心で55年から一部にホワイトデントコーンが作られている。裏作飼料作物はイタリアンライグラス（品種早生ユタカ、ジャイアント）で、56年にはえん麦（品種スピードえん麦）を加えている。野菜は農協が管内農家より予約を受け、大種苗会社で2年間研修してきた野菜専業農家に育苗を委託しており、主要野菜は農協として品種を統一している。水稻は農協営農課作成の栽培暦によっているが、その他の作物については営農集団としての栽培協定はしていない。

全面委託及び部分委託の表作委託の契約は口頭であり、この営農集団では表作で転作奨励補助金の交付を受けており、委託者がこれを受取り賃貸料はもらっていない。受託者は土地を除いた自らの労働手段と労働力を用い、労働対象の生産を行い、生産物は受託者に帰属する。ただし、営農集団の申し合わせにより委託者は委託管理料として10a当たり5,000円を営農集団の会計を通じて受託者に支払う。この金額は52年度の耕うん料金を基礎としたものであり、現在も同額である。したがって転作奨励補助金マイナス5,000円が賃貸料に相当する。全面委託の裏作と部分委託の裏作委託は54年度までは毎年、農用地利用増進事業により、麦グループ、酪農グループが別個に期間借地契約書を役場に提出していたが、55年度から3か年間の期間借地とした。このため農用地高度利用促進事業により委託者に10a当たり5,000円の農地流動化奨励金が交付されている。この作型も賃貸料の受授を伴わず、受託者は収穫後、耕うんして委託者に返却することになっている。すなわち賃貸料が耕うん料となっているのである。したがって、同一の耕地を連年全面委託とし又は前年、部分委託の裏作委託とし、翌年全面委託あるいは部分委託の表作委託とすれば、受託者は改めて耕うんをする必要がなく、委託者は無料で貸したことになる。（ただし、飼料作物の場合には地力の増加はある）

何故、裏作は農用地利用増進事業による期間借地とするかという点と現在は廃止となったが、麦グループの場合は水田裏作表作付奨励補助金を、酪農グループでは水田裏飼料作物生産振興奨励補助金の交付を受けるためである。

(2) 各農家の作型・作物決定までの手順

さて、8月に営農集団の役員会が開かれるのであるが、

これに先立ち各集落ごとに集落選出の役員が集まり、翌年の作付方針を定める。これを営農集団の役員会に持ち寄り、検討の上、営農集団としての方針を決める。この後、これをそれぞれの集落の実行組合長に伝え、組合長は各農家に伝達する。農家はこれに基づき必要であれば種子等の手配を行う。翌年1月の集落総会で再度、営農集団の方針について誤認のないように念をおし、2月に各農家から営農集団区域内にある経営耕地1筆ごとに作型・作物を記入した作付計画書を営農活動推進事業部長に提出させる。これを営農集団の役員会で検討し、調整が必要なき場合は関係農家と話し合いを行い、4月に開催する営農集団の総会で決定する。なお、表作・裏作とも後刻、各農家が作付計画書通りに作付を行っているか否かを営農活動推進事業部長が確認をしている。

54年裏作以降、稲荷、堀越両集落の農家の耕地から飼料作物が消えたことから判断すると役員会は集落の代表者で構成されているので、集落の意向でほぼ決定するものと思われ、水稻作における共同作業、道ぶしん、溝さらいなども集落単位で行っていることと合わせ考えると1つの営農集団となつてはいるが、依然として集落が基となっていることが感じられる。

なお、酪農家は自己の経営耕地に表作・裏作とも飼料作物を作付するが、個人管理とせず、全面委託とすることになっている。

営農集団の結成は一面から見れば受託者が個々の農家と借地の交渉をする労力を不要とし、また受託者間の借地競争の防止となっていると考えられる。

(3) 選択作型別農家数

53年度から57年度までの間、各農家がいかなる作型を選択したかを示したのが第10表である。作型・作物の組合せで細区分すると14種類となるが、集落によってこれが異なることがまず目につく。稲荷集落では53年度9種類、54年度が最も多く10種類、55年度以降は7種類で、堀越集落は53年度2種類、54年度が最も多く5種類で、55年度3種類、56年度4種類、57年度1種類であり、井古集落では53年度が最も多く5種類、54年度以降は3種類である。堀越集落を除き選択種類は単純化して来るといえる。稲荷集落では「全面委託のみ」は54年度以降急激に減じ、「個人管理のみ」、「個人管理と部分委託の裏作委託」が次第に増加し、特に前者は57年度には42%、後者は27%を占めており、これは農業志向農家が多いことを物語っている。堀越集落でも「全面委託のみ」は54年度以降急激に減じ、57年度は皆無となり「部分委託のみの裏作委託」は55年度は57%、特に57年度は100%

第10表 作型選択別農家数

(単位:戸)

集落	年度	全面委託のみ	個人管理のみ	部分委託のみ		全面委託と個人管理	全面委託と部分委託			個人管理と部分委託			全面委託と個人管理並びに部分委託			計
				表作委託	裏作委託		表作委託	裏作委託	表作裏作委託	表作委託	裏作委託	表作裏作委託	表作委託	裏作委託	表作裏作委託	
堀越	53	5	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	7
	54	2	—	—	2	—	—	1	—	—	1	—	—	1	—	◇
	55	1	—	—	4	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	◇
	56	2	—	—	3	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	◇
	57	—	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◇
稲荷	53	5	3	—	—	5	1	3	1	5	—	—	1	2	—	26
	54	1	9	—	4	1	2	—	1	1	4	2	1	—	—	◇
	55	3	8	—	4	—	1	1	—	—	5	—	—	4	—	◇
	56	1	10	—	5	1	1	2	—	—	6	—	—	—	—	◇
	57	1	11	—	2	3	—	1	—	—	7	—	—	1	—	◇
井古	53	7	—	—	—	4	2	1	1	—	—	—	—	—	—	15
	54	8	—	—	—	4	—	—	—	1	—	—	2	—	—	◇
	55	6	—	—	—	8	—	—	—	1	—	—	—	—	—	◇
	56	7	—	—	—	7	—	—	—	1	—	—	—	—	—	◇
	57	7	—	—	—	7	—	—	—	1	—	—	—	—	—	◇
計	53	17	3	—	—	9	5	4	2	5	—	—	1	2	—	48
	54	11	9	—	6	5	2	1	1	2	5	2	3	1	—	◇
	55	10	8	—	8	8	1	3	—	1	5	—	—	4	—	◇
	56	10	10	—	8	8	1	3	—	1	7	—	—	—	—	◇
	57	8	11	—	9	10	—	1	—	1	7	—	—	1	—	◇

(注) 表頭の下欄は部分委託における区分であり、その表作裏作委託とは、あるほ場では表作委託を、別のほ場では裏作委託を選択している場合である。

と多いが、これはこの集落の農家の営農集団内経営耕地面積の大部分が水稲作指定地域となったことによるものである。なお、稲荷、堀越両集落の農家の経営耕地の大部分の面積は隔年に水稲作指定地域となっている。これでは土壌の理化学性の改善、雑草・病虫害の減少にならず、水稲の増収、水稲施肥量の節減には結び付かない。2、3年ごとの田畑輪換とすべきである。しかし、畑期間には十分な有機物の補給と完全な排水を図る必要があることはいうまでもない。「個人管理のみ」は全くないが、これは営農集団の区域外、すなわち国道の西側に経営耕地を持つ農家が多く、しかもその面積割合が大きいことによるものと思われる。井古集落では前記のごとく以前から酪農家、他集落の葉たばこ耕作農家に水田を貸すことが多かったためと酪農グループの項に述べるように農業機械の所有が皆無に等しいことにより「全面委託」が少ない年で40%、多い年には53%を占め、また「全面委託と個人管理」も55年度以降は47%から53%を占め、

この集落の委託された耕地は営農集団発足以来酪農家が受託し、粗飼料生産の場としている。ただ1戸であるが54年度以降「個人管理と部分委託の表作委託」を選択している農家があるがこの集落では麦作を行う唯一の農家である。

(4) 選択作型別面積割合

次に、全面委託、部分委託、個人管理の関係を面積割合で見ると第11表のようであって、稲荷集落では53年度に48%を全面委託面積が占めていたが54年度には14%と急減し、55年度に増加しているものの全般的にいえば年減少している。これに反し、個人管理面積は53年度の38%から次第に増大し57年度には65%を占めるに至っている。また、部分委託では表作委託面積は極く少なく、裏作委託面積が多く53年度を除き裏作委託面積はほぼ固定している。堀越集落では全面委託面積が53年度には93%であったものが、翌年には3分の1に減じ以降20%前後となっている。57年度は皆無であるが前に述べた理由

第11表 作型別農家の選択面積構成比

(単位：%)

集落	年度	全面委託	部分委託		個人管理	計	集落耕地面積に占める委託面積割合
			表作委託	裏作委託			
堀越	53	93.2	6.8	—	—	100.0	96.6
	54	31.0	—	65.2	3.8	〃	63.6
	55	18.4	—	73.7	7.9	〃	55.3
	56	25.3	—	68.2	6.5	〃	59.4
	57	—	—	100.0	—	〃	50.0
稲荷	53	48.0	9.1	5.4	37.5	100.0	55.3
	54	14.4	7.9	24.1	53.6	〃	30.4
	55	18.9	0.3	25.7	55.1	〃	31.9
	56	13.0	0.3	29.4	57.3	〃	27.9
	57	11.7	—	23.4	64.9	〃	23.4
井古	53	89.9	5.7	1.6	2.8	100.0	93.6
	54	88.0	6.7	—	5.3	〃	91.4
	55	86.4	5.3	—	8.3	〃	89.1
	56	88.8	4.7	—	6.5	〃	91.2
	57	88.8	4.7	—	6.5	〃	91.2
計	53	67.3	7.7	3.5	21.5	100.0	72.9
	54	43.2	6.9	18.3	31.6	〃	55.8
	55	44.1	2.2	19.8	33.9	〃	55.1
	56	42.4	1.9	21.4	34.3	〃	54.1
	57	39.7	1.8	20.5	38.0	〃	50.9

(注) 格納庫・畜舎用地・厩肥置場を除く。

第12表 水田年間耕地利用率

(単位：%)

年度	区分	堀越	稲荷	井古	計	郡家町	八頭郡	鳥取県
53		197.3	190.2	196.6	193.2	94.5	93.1	94.8
54		195.7	192.8	192.1	192.7	97.5	90.8	93.8
55		187.4	188.0	190.7	189.0	104.1	92.8	94.0
56		160.1	153.6	187.0	166.8	106.4	93.5	94.9

水田冬期本地利用率

(単位：%)

年度	区分	堀越	稲荷	井古	計	郡家町	八頭郡	鳥取県
53		100.0	93.6	99.3	96.3	—	8.0	10.5
54		99.8	97.8	99.5	98.6	—	8.0	10.5
55		91.5	92.8	99.4	95.2	—	7.0	10.0
56		66.1	57.3	92.9	69.6	—	8.4	11.0

(注) 営農集団の年間耕地利用率は転作確認書、水田裏作表作付奨励補助金交付確認書、水田裏飼料作物生産振興対策事業補助金交付確認書、裏作野菜は作付図より算出した。水田冬期本地利用率は転作確認書を除き同様である。けい畔率は転作確認書より計算、2.5%である。郡家町、八頭郡、鳥取県は鳥取統計情報事務所の資料による。

によるので58年度には55、56年度位の面積にもどるものと思われる。部分委託では表作委託は54年度以降全くなり裏作委託は70%前後である。これも58年度には54年度から56年度の面積になるであろう。個人管理面積は皆無又は極く小面積である。井古集落では全面委託面積が圧倒的に多く、部分委託では他の集落と異なり裏作委託より表作委託が多いが、個人管理面積と同じく小面積である。なお、営農集団耕地面積に占める委託面積割合が流動耕地面積割合であることはいうまでもない。

前記のように表作・裏作とも作付を行うという営農集団としての方針、具体的には各農家に経営耕地1筆ごとの年間作付計画書を提出させることにより、この営農集団では第12表に掲げるように鳥取県、八頭郡、郡家町に比べ著しく高い水田年間耕地利用率、水田冬期本地利用率を達成していることは注目すべきことである。56年に

堀越、稲荷両集落の年間耕地利用率、冬期本地利用率が特に低くなっているのは麦のは種期に天候が悪く、時期を失しては種を断念したほ場が多いためである。

参考のため営農集団加入農家の営農集団区域外の転作率を第13表に示す。

第13表 営農集団区域外転作面積割合 (単位：%)

集落 年度	堀 越	稲 荷	井 古	計
53	1.8	17.7	42.7	20.3
54	—	23.0	21.1	18.0
55	10.8	53.2	27.2	38.9
56	9.0	19.3	22.9	18.1

第14表 委託面積割合別農家数

(単位：戸)

集落	年度	100~90%	90~80	80~70	70~60	60~50	50~40	40~30	30~20	20~10	10%未満	計	
表	堀	53	7(7)	—	—	—	—	—	—	—	—	7	
		54	2(2)	—	—	—	—	—	—	1	1	3(3)	〃
		55	1(1)	—	—	—	—	1	—	1	—	4(4)	〃
		56	2(2)	—	—	—	—	—	—	1	—	4(4)	〃
		57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7(7)	〃
	稲	53	8(6)	3	2	—	3	1	2	2	—	5(5)	26
		54	3(2)	1	—	2	—	—	1	1	1	17(17)	〃
		55	3(3)	—	—	1	—	2	—	2	—	18(18)	〃
		56	3(2)	—	1	—	—	—	1	—	—	21(21)	〃
		57	3(1)	1	—	—	—	—	1	—	—	21(20)	〃
	荷	53	13(9)	—	2	—	—	—	—	—	—	—	15
		54	9(7)	3	3	—	—	—	—	—	—	—	〃
		55	11(6)	2	1	—	1	—	—	—	—	—	〃
		56	11(7)	2	2	—	—	—	—	—	—	—	〃
		57	11(7)	2	2	—	—	—	—	—	—	—	〃
裏	堀	53	5(5)	1	—	—	1	—	—	—	—	7	
		54	6(5)	—	1	—	—	—	—	—	—	〃	
		55	6(6)	—	1	—	—	—	—	—	—	〃	
		56	6(6)	—	—	—	1	—	—	—	—	〃	
		57	7(7)	—	—	—	—	—	—	—	—	〃	
	稲	53	10(7)	2	2	1	3	—	—	—	—	8(8)	26
		54	7(5)	1	—	1	1	2	1	2	—	11(11)	〃
		55	10(7)	—	2	—	—	2	3	—	—	9(9)	〃
		56	10(6)	1	1	1	1	1	—	—	—	11(11)	〃
		57	6(3)	1	2	1	2	—	2	—	—	12(12)	〃
	荷	53	11(7)	1	2	—	—	—	—	—	1	—	15
		54	9(7)	3	1	—	1	—	—	—	—	1(1)	〃
		55	10(6)	2	1	—	—	1	—	—	—	1(1)	〃
		56	10(7)	2	2	—	—	—	—	—	—	1(1)	〃
		57	10(7)	2	2	—	—	—	—	—	—	1(1)	〃

(注) 90~100%階級における()内は100%である農家数を、10%未満階級における()内は0%である農家数を示す。

(5) 委託面積割合別農家数

① 表作

第14表上欄のごとく、稲荷集落では委託面積割合10%未満の農家が多く、54年に急増し以後徐々に増加しているが、90~100%の農家数が54年以降固定化していることとその中間の階級は所属する階級数、農家数ともに次第に減じ56、57年度では2階級2戸で、しかも階級がほぼ定まっていることから判断し、今後農業生産条件が変らなければほぼ変化はないと思われる。堀越集落でも10%未満の農家が次第に増加しているように見えるが57年度は前記の事情によるものであり、総合的に判断すれば56年度の委託面積割合別農家数の分布に58年度はもどると思われる。井古集落は、他の2集落と趣を異にし55年度を除き全戸が委託面積割合70%以上に属し、殊に90~100%の農家数割合が高い。この理由は前に述べた。

② 裏作

第14表下欄に見られるように、稲荷集落では10%未満階級が近年わずかに増加しているが総体的には各階層とも

表作のように一定の傾向が認められない。表作と比較すれば90~100%の面積を委託する農家数は53年度は1.3倍であるが、54年度は2.3倍、55、56年度は3.3倍、57年度は2倍となり、50%以上で見ても53年度1.1倍、54年度1.7倍、55年度3倍、56年度3.5倍、57年度3倍とはるかに多い。堀越集落では90~100%の面積を委託する農家が53年度71%、54、55、56年度86%、57年度は100%であり表作に比べると53年度を除きほとんど全戸がこの階級にある。井古集落では90~100%の面積を委託する農家数は5年間を通じて10戸前後であり表作より委託面積の少ない農家が多い。しかし、50%以上の委託面積ということで見ればほぼ全戸となるが、主として麦一部野菜を全経営耕地に作付ける農家が1戸ある。

③ 表作・裏作を通じて委託面積割合の多い農家

稲荷集落では4戸あるがこのうち3戸は家庭の事情で農業に従事することがほとんどあるいは全くできない家である。他の1戸は60歳未満の農業専従の夫婦と他産業に就業しているが、自家農業にも従事する息子の3人の

第15表 委託・個人別作物別作付面積の推移

(単位：%)

集落	年	営農 集団 区域内	表作						営農 集団 区域内	裏作							
			委託		個人					休耕	委託			個人			休耕
			大豆	飼料 作物	大豆	野菜	水稻	永年性 作物			麦	飼料 作物	不作付	麦	野菜	永年性 作物	
堀 越	53	100.0	—	100.0	—	—	—	—	100.0	93.2	—	—	—	6.8	—	—	
	54	100.0	1.9	29.1	12.1	—	56.9	—	100.0	96.2	—	—	—	3.8	—	—	
	55	100.0	18.5	—	37.7	—	43.8	—	100.0	92.1	—	—	—	—	—	7.9	
	56	100.0	25.3	—	19.7	3.2	51.8	—	100.0	93.5	—	—	—	6.5	—	—	
	57	100.0	—	—	27.5	—	72.5	—	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	
稲 荷	53	100.0	—	57.1	31.3	7.6	1.3	2.7	100.0	34.6	13.1	5.7	25.1	17.5	4.1	—	
	54	100.0	6.6	15.7	34.7	6.1	32.9	4.0	100.0	38.4	—	—	42.6	15.0	4.0	—	
	55	100.0	19.2	—	38.6	3.2	35.0	4.0	100.0	43.6	—	1.0	43.2	7.6	4.0	0.6	
	56	100.0	13.3	—	41.9	3.5	37.3	4.0	100.0	42.4	—	—	45.2	7.2	4.0	1.2	
	57	100.0	11.7	—	41.9	5.6	36.8	4.0	100.0	35.1	—	—	53.4	7.5	4.0	—	
井 古	53	100.0	—	95.8	2.6	1.6	—	—	100.0	—	91.4	—	4.6	4.0	—	—	
	54	100.0	—	94.7	3.3	2.0	—	—	100.0	—	88.0	—	4.7	7.3	—	—	
	55	100.0	—	91.7	2.7	4.1	—	1.5	100.0	—	86.4	—	4.7	6.8	—	2.1	
	56	100.0	—	93.4	2.1	4.5	—	—	100.0	—	88.8	—	4.7	5.9	—	0.6	
	57	100.0	—	93.4	2.1	3.5	1.0	—	100.0	—	88.8	—	4.7	6.5	—	—	
計	53	100.0	—	75.4	17.8	4.7	0.7	1.4	100.0	26.1	41.7	3.1	15.4	11.5	2.2	—	
	54	100.0	3.8	46.3	21.2	4.1	22.4	2.2	100.0	28.5	33.0	—	25.0	11.3	2.2	—	
	55	100.0	11.9	34.4	25.0	3.3	22.6	2.2	0.6	100.0	31.0	32.4	0.6	25.4	6.7	2.2	1.7
	56	100.0	9.2	35.0	25.3	3.9	24.4	2.2	—	100.0	30.4	33.3	—	26.5	6.7	2.2	0.9
	57	100.0	6.4	35.1	25.8	4.4	26.2	2.2	—	100.0	26.9	33.3	—	31.0	6.6	2.2	—

(注) 格納庫・畜舎用地・厩肥置場を除く。営農集団作付図より作成。

農業労働力があるが、二十世紀なしの果樹園65aに経営の重点を置き、その負担可能面積から見て労働力の余裕が少ない上、しいたけ栽培（発生ほだ木本数10,000本）を行っている家である。堀越集落では2戸あるが1戸は自営兼業で家を留守にできずまた、営農集団区域外にも水田を30a経営しており、他の1戸は経営主夫婦が他産業に就業し農業は老婆が行っている家である。井古集落では連年、委託面積割合の多い農家がほとんどであるが、これは営農集団結成前から酪農家に貸すことが常態となっており、また後に述べるように農業機械の所有が皆無といっても良い状態であることと集落として保守的な面が残存していることによっている。

なお、井古集落の農家について耕地の所有者が鳥取市内に転居し、親せきの人がその後に住んで耕地を管理している家を除いた10戸にアンケート調査を行った結果では水田利用再編奨励補助金の額が現在よりも低額となったときは(a)「委託をやめて自分で農業経営をする」という考えの人が6人、(b)「自家消費量程度の作物は自分で栽培する」という人が2人、(c)「全く自分で経営をする意志はない」と答えている人が2人ある。(a)では補助金の額は70,000円以下から50,000円以下までであり現在、農業機械を所有していないことに対しては共同購入する人が3人、営農集団の農作業受託組織に委託する人が2人、

考えていない人が1人ある。

共同購入を考えている人は皆、経営は個別としているが、このうち2人は作業の共同化を図ると答えている。この3人はよほど集落意識が強いのであろう。(b)・(c)のうち各1人は農用地利用増進事業によって貸し、標準小作料をもらおうといっている。郡家町における町の最高標準小作料は28,000円である。

(a)の考えの人は40歳以上、(b)は31歳以下、(c)は30代と40代の人であり、いずれも経営耕地面積、現有保有労働力との関連は見られない。

(6) 作物別作付面積

ページ数の関係上、説明を省略するが第15表に掲げるようである。なお、表作野菜についての転作確認は、同一ほ場に何種類か作付している場合にはそのすべてを挙げず、そのうちの1種類を代表として挙げている年があるので野菜種類別作付面積表は割愛する。

8. 農作業受託料金

営農集団では麦グループが個人管理の大豆、水稻、麦及び婦人部の農作業受託を行うので、町の農業委員会で定めた春、秋別、作業種類の標準料金、農業機械銀行で決めた料金を基に役員会で協議し第16表に示したごとくそれらより低料金とし総会の承認を得て決定している。

第16表 昭和57年度 春の農作業受託料金(10a当たり)

(単位：円)

受 託 作 業	営 農 集 団	農 業 委 員 会	農 業 機 械 銀 行	摘 要
トラクター耕うん(普通田)	5,500	6,200	6,300	1枚10a以上
トラクター耕うん(普通田)	5,500	6,300	6,300	1枚10a以下
トラクター耕うん(再耕うん)	3,300	3,300	3,300	
トラクター代かき	3,200	3,300	3,200	1枚10a以上
トラクター代かき	3,600	3,700	3,600	1枚10a以下
プ ラ ウ 1連	6,000	8,000	8,000	
プ ラ ウ 2連	5,000	5,300	5,300	
大豆は種機	4,000	—	4,500	荒耕うんは別
大豆は種機	8,000	—	10,000	耕うん・は種一貫の時
麦刈取コンバイン	8,000	—	8,500	

9. 麦グループ

(1) 麦グループ員

昭和49年に稲荷集落の26歳から32歳の農業後継者6名が結成、その後1、2名の出入りがあったが営農集団結成時には現在のメンバーで7名である。全員が幼な友達でお互いに気心がよく分っており、1名の農業専従者を除いて農協、地方公務員、教員、会社員などの他産業就業

者であるが、皆自家農業に熱心であるばかりでなく営農集団の会計、営農活動推進事業部長として活躍している人達もあり、かつ全員が営農集団の登録オペレーターである。

(2) 麦グループの事業

麦グループは結成当初は排水のよい水田を約3ha借地して麦栽培を始めその後次第に面積を増加し、51年には

約5.2haに作付をしていた。営農集団発足以後は全面委託の裏作・部分委託の裏作委託耕地を期間借地し、二条大麦のビール会社との契約栽培を行い、その作付面積は53年産505a、54年産898a、55年産939a、56年産1,042aと次第に増加している。また、54年以降は全面委託の表作・部分委託の表作委託耕地で大豆の生産を行い、営農集団の高位耕地利用率に大きく貢献している。麦グループで栽培する麦、大豆の作業はすべて共同作業で生産物

もグループに帰属する。

更にこのグループではグループとして個人管理の麦、大豆、水稻に関する農作業の受託を行い、また、町の農業機械銀行の受託作業集団として他集落農家の農作業受託も行っている。

現在、麦グループが使用している農業機械、施設は第17表に示したようであるが、その所有が営農集団、農業機械銀行であっても、すべてその管理を委されている。

第17表 麦グループの麦栽培、受託作業に使用する農業機械

機 械 名	型 式	所 有	償 還	借受又は購入年	備 考
乗用トラクター	34 PS	麦グループ	済	53	Ⅲ
〃	79 PS	営農集団		54	I
〃	69 PS	麦グループ		56	Ⅲ
ロータリー	耕幅 240cm	営農集団		54	I
〃	〃	麦グループ		55	Ⅳ
深耕プラウ	一連最大耕深 55cm	営農集団		54	I
サブソイラー	最大耕深 40cm	〃		54	I
ドライブハロー	耕幅 360cm	麦グループ		54	Ⅳ
ライムソワー	〃 240cm	営農集団		54	I
ロータリーシーダー	〃	農業機械銀行		55	Ⅱ
スプレイヤ	除草剤散布用	〃		54	Ⅱ
動力噴霧機	〃	麦グループ		56	Ⅳ
除草剤散布用噴口	スズラン	〃		54	Ⅳ
コンバイン	自脱型 4条用	〃	済	48	V
〃	〃 5条用	営農集団		54	I
〃	〃 〃	麦グループ		56	Ⅲ
大豆刈取機	1条刈	農業機械銀行		55	Ⅱ
大豆脱穀機	自走式	〃		55	Ⅱ
トレーラー	積載重量 3t	〃		54	Ⅱ
農業機械格納庫	147㎡	農 協		56	Ⅵ

(注) Ⅰ 麦・大豆等生産総合振興対策事業。 事業主体 営農集団
 Ⅱ 転作促進対策特別事業。 〃 農 協
 Ⅲ 農業近代化資金の借入れ。 〃 麦グループ
 Ⅳ 麦グループの自己資金。
 Ⅴ 二次構。 〃 農 協
 Ⅵ 麦・大豆等生産振興対策事業。 〃 農 協

さて、麦グループは53年10月に各人が50,000円ずつを出資し法人化を図ったが、54年の総会で営農集団が任意組合であるという理由で否決された。しかし、このときから正式には任意組合・稲荷富士生産組合と称しているが、組合員は麦グループの7名で事業も全く変わっていない。役員は組合長、会計各1名だけである。

前記のようにグループとして麦、大豆の生産を、また受託作業を行うので当然、その栽培計画、受託作業計画を立案し、第18表に掲げたがオペレーター・人夫賃金の

決定もしている。

また、54年産から毎年個人管理で麦を栽培している人を含め、麦作振興のため10a当たり取量が最も多かった人に組合長賞としてカップ、副賞額縁を、農家単位で多収の人に総合1位から3位までを、努力賞としてトロフィーを授与し表彰している。更に麦生産者より1俵当たり20円の事務費を徴集し、生産者全員の作付ほ場の字、地番、作付面積、ライスセンターへの持込量、含水量、持分量、屑量等を記載した報告書を作成し、毎年ではな

第18表 1時間当たり賃金 (単位:円)

年度	区分 オペレーター	人 夫	
		男	女
52	400	500	400
53	500	500	400
54	600	550	450
55	600	550	450
56	600	550	450
57	600	550	450

いが反省会を持っている。

麦グループ員は麦のよりよい栽培技術、新しい作物の模索にも意欲的に取り組んでおり、54年産麦では追肥、は種方法、除草剤等の試験を行い、54年にはにんじんの栽培、ほおずきの採種栽培を試み、56年裏作では営農集団団長・グループ員3名がキャベツの契約採種栽培を実施している。

また、若いオペレーターの養成にも心掛け現在では2

名であるが、作業時に機械に同乗させて操法を教えている。

(3) 麦グループ員の年間作業時間

54年産の麦グループの麦、大豆及び受託作業に出役した麦グループ員の年間作業時間は最も多い人で231.5時間、最も少ない人で124時間で7名合計では1,259時間であり、稲荷、堀越両集落に属するオペレーター9名の総年間作業時間の92.6%を占め、55年産では最も多い人が309時間、最も少ない人で82時間、7名合計で1,085.5時間、同前オペレーター9名の総作業時間の85.4%を占めている。

(4) 作物別・作業別10a当たり労働時間

54年産麦では基肥散布37分、耕うん20分、石拾い1時間36分、は種21分、うね立て12分、除草剤散布45分、排水18分、追肥21分、刈取1時間18分、運搬1時間53分で、石拾いを除いた合計時間は6時間4分となり、農林水産省統計情報部調査の中国地域の耕起及び整地2時間、基肥4時間6分、は種2時間30分、追肥12分、刈取及び脱穀7時間48分、総労働時間20時間42分に比べると追肥を除き著しく所要労働時間が少ない。

55年産水稻、大豆では荒耕うん(第1回目の耕うん)32分、再耕うん35分、代かき43分で、大豆では基肥散布

第19表 受託作業、作業種類別面積・委託農家数

(単位: a, 戸)

作物名	作業名	54年産		55年産		56年産		摘要
		面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	
二条大麦	基肥散布	—	—	—	—	177.67	4	第1回目 第2回目
	耕うん	154.96	2	303.69	5	276.66	6	
	再耕うん	154.96	2	139.40	4	—	—	
	は種	—	—	—	—	429.88	5	
	うね立て	93.28	1	292.28	5	543.42	10	
	除草剤散布	317.53	5	770.78	13	645.01	12	
	刈取	429.79	9	854.82	15			
大豆	基肥散布			235.06	1,婦人部			
	耕うん			195.47	6			
	再耕うん			250.86	6,婦人部			
	は種			379.15	5,婦人部			
水稻	うね立て			261.22	2,婦人部			員内 員外
	耕うん			279.96	9			
	再耕うん			66.02	5			
	代かき	310.32	14	562.57	18			
	刈取	639.67	22	658.17	21			
〃	338.45	10	555.82	18				

(注) 54年産の大豆、水稻の耕うん作業は分離できないので記載しなかった。このほか55年産二条大麦では6,277kgの生麦運搬を、水稻では54年産で19,241kg、55年産で5,635kgの生もみ運搬をしている。

33分、は種32分、うね立て41分である。

(5) 農業機械の年間使用時間

55年産ではトラクターは2台で150時間、コンバインも2台で336時間、大豆刈取機16a、大豆脱穀機741.5a使用し、トラクターは麦を16,267kg運搬している。なお、第17表に掲げた農業機械以外に個人所有のものも機械種類別にグループ内で定めた料金を支払って使用しており、55年産ではトラクター93時間、小型トラクター18時間、テイラー2.5時間、動力散粉機4時間、動力噴霧機17.5時間、乾燥機30時間、軽トラック333.5時間、乗用車15時間使用している。

(6) 受託作業種類別面積及び委託農家数

第19表に示したようであって二条大麦では54、55年産とも刈取作業が面積、農家数いずれも最も多く、次いで除草剤散布、耕うん（再耕うんを含む）の順となっており、56年産では新たに基肥散布、は種の受託作業が加わっている。大豆では55年産だけであるが、耕うん（再耕うんを含む）が委託面積、委託者とも最も多く委託面積では、は種、うね立て、基肥散布の順となっている。水稲も55年産では刈取が委託面積、委託農家数とも最も多く、次いで代かき、耕うんの順である。

(7) 二条大麦の収量

営農集団における二条大麦の収穫面積、10a当たり収量、屑割合、は種面積に占める刈取面積の割合は第20表

第20表 二条大麦の収穫面積、は種面積に占める収穫面積、10a当たり収量、屑割合

		収穫面積		は種面積に占める刈取面積割合	10a当たり収量			屑割合			二条大麦品
		面積	割合		最高	最低	平均	最高	最低	平均	
53年産	個人	39.2 ^a	7.2%	100.0%	310.8 ^{kg}	283.4 ^{kg}	297.2 ^{kg}	—%	—%	—%	ダイセンゴールド
	麦グループ	504.9	92.8	100.0	242.4	15.8	130.0	—	—	—	〃
54年産	個人	449.2	34.6	100.0	465.1	31.0	271.6	11.5	7.9	8.7	ダイセンゴールド
	麦グループ	760.0		94.0	335.7	0	157.4	25.9	7.3	9.3	〃
	〃	90.0	65.4	100.0	316.3	242.6	291.2	10.1	9.4	9.7	アカギ二条
55年産	個人	859.4	47.8	97.5	309.6	0	164.0	—	—	—	アカギ二条
	麦グループ	798.9		88.9	212.9	0	81.3	—	—	—	〃
	〃	40.1	52.2	100.0	87.3	87.3	87.3	—	—	—	ダイセンゴールド
56年産	個人	824.5	44.2	76.6	285.7	0	117.1	11.9	4.2	6.8	アマギ二条
	麦グループ	1042.1	55.8	70.9	236.3	0	60.6	12.6	5.2	7.6	〃

のようである。鳥取農林水産統計年報による郡家町の10a当たり収量は53年産194kg、54年産175kg、55年産170kgであるので、個人管理の平均では53、54年産は町を上廻り、55年産ではわずかであるが下廻っている。麦グループの麦では54年産のアカギ二条を除き53、54、55年とも町平均より低収で特に53、55年産で著しい。年産によって品種が異っているが、大雑ばに見れば個人管理、麦グループとも次第に10a当たり収量が低下している。また、は種面積に占める刈取面積割合も個人管理、麦グループいずれも低下している。これは前記のように稲わら、麦かん、大豆かん、豆がらをすき込んではいが、畑とすするため土壌中の有機物の分解が激しく、それが不足して来ていることと区画整理が土壌含水量の多い秋から冬にかけて実施され、心土が固結し、排水管がその用をなしていないことによる排水不良及び余りにもは種期が遅い

ことが原因である。有機物の不足に対する対策としては稲荷、堀越集落農家の耕地に毎年場所を変えて酪農家に飼料作物を作らせるか、あるいは緑肥作物の栽培を行うことであり、排水不良対策では毎年順次サブソイラーによる心土破碎、できればプラウによる深耕と土壌反転を行うことである。は種期が遅延する対策としては前作に極早生の品種を採用するか、単位面積当たりは種量を増量または芽出しまきするしかない。

(8) 麦グループの収支決算

① 収入

第21表に54年産収入を、第22表に55年産収入を掲げる。54年産収入総額から見ると販売代金があるのは麦だけであって39%、受託作業収入が28%を占める。すなわち、67%がグループ員の労働によって挙げた収入である。農業共済金・補助金（営農集団の助成金を除く）は26%で

第21表 昭和54年産 収入 麦グループ

	科 目	金 額	摘 要	構 成 比
二条大麦	販 売 代 金	2,485,320 ^円		39.2%
	受 託 作 業 料 金	453,006		7.2
	事 務 費	4,410	220.5俵, 1俵当たり20円	0.1
	農 業 共 済 金	432,030	共済減収量2,978kg, 単価150円, 支払率96.71616%	6.8
	水田裏作麦作付奨励補助金	1,099,010	10a当たり 国6,000円, 県5,000円	17.3
	麦 契 約 生 産 奨 励 金	69,934	ビール会社	1.1
	小 計	4,543,710		71.7
大豆・水稲	大 豆 販 売 代 金	—		—
	受 託 作 業 料 金	1,309,887		20.7
	水田転作大豆生産改善費補助金	11,577	10a当たり3,000円, 単県	0.2
	小 計	1,321,464		20.9
	集 団 助 成 金	15,000	営農集団	0.2
	委 託 管 理 料	453,267	稲荷, 堀越分	7.2
	合 計	6,333,441		100.0

収入総額の4分の1強を占める。しかし、二条大麦だけで計は総額で見たとときと余り変わらないが農業共済金・補助金は35%と麦収入の3分の1強を占める。55年産でも

第22表 昭和55年産 収入 麦グループ

	科 目	金 額	摘 要	構 成 比
二条大麦	販 売 代 金	1,431,012 ^円		22.1%
	受 託 作 業 料 金	1,107,997		17.1
	事 務 費	5,810	290.5俵, 1俵当たり20円	0.1
	農 業 共 済 金	677,249	共済減収量4,628kg, 単価150円, 支払率97.5582%	10.5
	水田裏作麦作付奨励補助金	473,363	10a当たり 国6,000円, 県5,000円	7.3
	緊急種子圃設置事業設置委託料	670,592	10a当たり13,000円	10.3
	ビール麦品質改善資金	6,321	ビール会社	0.1
	小 計	4,372,344		67.5
大豆	販 売 代 金	—		—
	受 託 作 業 料 金	416,072		6.4
	水田転作大豆生産改善費補助金	28,632	10a当たり3,000円, 単県	0.5
	小 計	444,704		6.9
水稲	受 託 作 業 料 金	1,419,015		21.9
	小 計	1,419,015		21.9
	集 団 育 成 金	20,000		0.3
	委 託 管 理 料	216,925		3.4
	合 計	6,472,988		100.0

販売のあったのは麦だけであって収入総額の22%と前年より下がっているが、受託作業による収入が46%に上昇し、結局68%をグループ員がその活動によって得ていることになり前年とほぼ同様である。農業共済金・補助金は29%を占め、前年よりその構成比が高い。二条大麦に限って見ると販売収入は33%、受託作業収入が25%、計58%となり、農業共済金・補助金は42%を占めて前年より、その割合が高くなっている。なお、56年産については会計担当者の家庭事情により麦グループ及び個人栽培の麦の収量が資料として作成されているだけである。

53年度より継続した単県の水田転作大豆生産改善費補助金は55年度で廃止となり、56年度より転作大豆生産流通促進奨励補助金が新設されたが、これでは農協を経由して経済連に出荷された大豆に30kg当たり1,500円の補助金が交付されることになっている。麦グループは54年度には56a、55年度には172aに大豆を栽培しているが両年度とも販売は皆無である。これは全面委託の表作、部分委託の表作委託では委託者に対して転作奨励補助金が交付されることが条件となっており、しかも補助金が面積当たりで交付され転作確認時点で生えていれよといふことから起っている。

また、麦についても麦生産振興対策における水田裏作表作付奨励補助金は55年度で廃止となり、新たに56年度より田麦生産団地育成対策が設けられたがこの補助は麦を生産した農家に直接行われるものでなく、ほ場の団地化、排水対策の徹底等生産改善に要する経費、品質の向上及び物流の合理化に要する経費、推進活動に要する経費等に対して市町村又は農協に交付されることとなり、単県の水田裏作表作付奨励補助金も56年度をもって廃止、57年度より水田作麦生産流通促進奨励補助金が設けられたが大豆同様、経済連に出荷した麦に対し10kg当たり125円の補助に改められている。

このような状況から転作奨励補助金は別として従来のように作付さえしていれば奨励金を受けられ農業共済金ももらえるという考え方は改変しなければならないが、これは既に農協より各農家に衆知徹底させていることと思う。

② 支出

麦グループでは詳細に作業場所・面積、作業時間、作業名、作業者氏名を日誌に記録しこれに基づいて資料を作成しているが、この資料はオペレーター・人夫賃金の支払い、農作業委託者に対する受託料金の徴集等を目的としたもので収支計算、作業能率等の検討を考えたものでない。54年産麦の作業種類別単位面積当たり労働時間

については会計担当者の好意により長時間をかけて日日の作業種類ごとの面積、作業時間について聞き取りを行い算出したものである。54、55年産の支出については各作物とも燃料費、機械修理費等が、作物によっては更に肥料費、薬剤費等が不明であり、これらの集計が麦グループでは全く行われていないため、支出については集計を断念せざるを得なかった。しかし、農業機械を54年以降、毎年麦グループとしてあるいは営農集団として購入しており、補助事業による場合は補助残を農業近代化資金の借入れと自己資金によって賄い、また自己資金のみで購入している機械もあり、毎年後記のような支出もあるので、かなりの収益を挙げていることが想像される。なお、営農集団所有の機械については総会資料にその購入支出あるいは農業近代化資金の償還金の支出が全くないことから見てその所有は名儀だけのものと考えられる。

麦グループの支出は賃金の支払いを優先し、後、固定資産税、農業近代化資金の償還金、農業機械・施設の利用料、農業共済掛金、稲荷・堀越集落のオペレーター9名の傷害保険掛金、車検代、機械修理費、個人所有機械の使用料金、麦、大豆栽培・受託作業のための流動物財費などである。

郡家町農協では農協が事業主体となって導入した農業機械、農業機械銀行が購入した農業機械を貸付けた場合はその翌年から5か年間に元金の均等償還（利子を加算）をさせる。これを利用料といっている。償還後は理事会の議を経て貸付者に払下げることにしている。施設の場合は耐用年数に応じて、利用料支払期間を別途定めている。麦グループの総会では高額な支出についてのみ報告を行い収支決算書は作成していないようである。

麦グループ員の個人的収入はオペレーターとして出役したときは1時間当たり600円を、人夫として働いた場合は1時間当たり550円を受取っているだけで、グループの収益に応じた出役配当又は出資配当はない。

10. 婦人部

昭和55年6月末に営農集団団長、麦グループ員6名の婦人すなわち7名により、全面委託の表作及び部分委託の表作委託耕地において共同作業により大豆を栽培することを目的に、各人10,000円ずつ出資を行い結成した。役員は部長、会計各1名ずつ、任期は1年で全員が輪番で行っている。部員は2名だけが他産業就業者で年齢は57年6月1日現在で全員が30歳代である。

大豆の栽培面積は55年約2.1ha、56年約1.1ha、57年約1.4haであるが、55年は初年度であったこともあり作業日誌がないので56年産について10a当たり作業時間を

見ると基肥散布（前作が麦であったので麦かん広げを含む）51分、は種（手まき）7時間51分、同（機械まき）44分、うね立て1時間14分、除草剤散布2時間3分、防除1時間24分、除草（手取）21時間39分、刈取（手刈）12時間5分、脱穀6時間37分、機械選別3時間5分（1時間の子実選別重量約24.85kg）であり、作業を耕うん、基肥散布、機械は種、うね立て、除草剤散布、防除、刈取、脱穀、選別とすると約28時間30分となる。鳥取県の水田における56年産の総労働時間は48時間24分とのものであるからその59%に当たり、所要労働時間は著しく少ない。ちなみに鳥取県における作業別労働時間を挙げると耕起及び整地3時間24分、基肥48分、は種7時間42分、中耕除草7時間24分、培土10時間12分、防除1時間18分、収穫4時間30分、脱穀調整11時間と聞いている。

婦人部の56年産10a当たり収量は76.5kgであり、鳥取県では204kgとのものであるから、その37%にしかならず著しく収量が少ない。

大豆生産に関する収支決算を見ると、55年産では収入486,176円、支出511,240円で25,064円の欠損となっている。56年産では収入543,956円、支出194,644円となっているが繰越未払金243,553円を別に支払っているので実質の支出は438,197円となり105,759円の剰余金が出たことになる。なお、56年産までの支出は、種苗費、肥料費、薬剤費、燃料費、農業機械作業委託料、農業共済掛金等で、貸金の支払いは行われていない。

11. 酪農グループ

井古集落における酪農は昭和30年ごろから水田酪農として始められ、飼料作物の栽培は個別に酪農家の経営耕地で行われていた。しかし、昭和30年代の後半になってから耕種農家の水田裏作期間を借地しイタリアンライグラスの作付を行うようになった。このころの借地面積は3戸の酪農家合計で4～5ha程度であった。

さて、42年に郡家町の酪農家は任意組合・郡家粗飼料生産組合を結成、2次構で農協が事業主体となって導入した粗飼料生産関連大型機械の貸与を受け私都地区、郡家地区、国中地区等において耕種農家の水田裏作を期間借地し、46年以降はほ場整備実施地区の水田を借りて共同作業により乾草給与を目的とした生産を行っていた。耕種農家との契約は始めは口頭によっていたが、49年より期間借地の契約書によるようになった。契約の内容は田植をするまでに飼料作物の刈取を済ませ耕うんして返却し、賃借料の支払いは行わないというものであった。

井古集落の耕種農家が現在まで農業機械を個人有にせよ共有にせよほとんど所有していないのは水田裏作を期

間借地させていたことと表作の田植は当時手植であったこと、農協所有のコンバインを借用して使用していたことによっている。

49年に酪農家は飼養頭数の拡大に伴って粗飼料の必要量が増大したため、耕種農家の転作地を借りソルゴーの栽培を行うようになった。すなわち、このころから乾草給与からサイレージ給与に変化して行ったのである。この段階で地域ごとに耕種農家との連けいを強化することが必要となり、郡家粗飼料生産組合を郡家班（井古集落の3戸）、下私都班（下大坪、大坪集落の5戸）、国中班（万代寺、池田集落の6戸）の3班に分割し、班別に飼料作物の生産を行うようになった。

53年には郡家班と下私都班を東郡家牧場組合、国中班を西郡家牧場組合とし、東郡家牧場組合では機械使用の便宜上、下私都班を更に2班に分割し、それぞれの班に農業機械を1セットずつ配分した。郡家班に分配された機械はトラクター3台、ロータリー、ローラー、クロープチョッパー、フォーレージ・ハーベスター、デッピンググワゴン、ショベルローダー各1台で、スラリータンカー、ペーラーは東郡家牧場組合として各1台、マニュアルスプレッダー、ダンパー各1台は農協が事業主体となって畜産経営環境保全育成事業によって購入し、下私都班に利用させていたものを借用していた。郡家班すなわち井古集落の酪農家3戸は耕起、は種からサイロの詰込作業までを共同で行っていたが、コンクリート角型サイロ（4×4×5m）はA農家が2基、B・C農家が各1基を所有しサイレージの使用は個別であった。サイレージ生産までの費用負担は3分の1を均等割、3分の2はサイロに搬入したダンプの台数によった。3戸の成牛飼養頭数は第23表のようであって飼養頭数から負担費用を

第23表 井古集落酪農家の乳牛成牛頭数

（単位：頭）

年度	区分	A	B	C
52		60	14	14
53		60	16	16
54		60	38	19
55		52	38	29
56		52	42	29
57		52	42	35

見ると小規模な方が負担割合が高くなるが、これは集団として補助事業を導入する際、小規模酪農家のみでは導入ができないので小規模酪農家は大規模酪農家の存在に

より恩恵を受け、その代りに大規模酪農家は費用の負担を少なくしてもらうということで成り立っていた。

賃金は各戸が均等に出役することを原則としていたので費用には算入していなかった。このため、作業日誌などなく3戸だけの費用配分であったので、話し合いによっていた。農業機械は農協から東郡家牧場が借り受け、更に郡家班がそれを借りたという形であるから利用料はその逆のコースで農協に支払われていた。農業機械の格納場所も麦グループとは別で当然、機械の保守管理も別であった。54年裏作以降は井古集落の耕種農家が選択した全面委託、部分委託耕地だけに飼料作物を作付けすることとなり、粗飼料の不足から54年裏作では下坂集落で5haの期間借地をした。

更に55年には前記のように他集落の酪農家2戸と共に転作飼料作物流通促進パイロット事業の実施地区として指定されるに及び営農集団で定めたオペレーターの登録制は稲荷、堀越両集落だけのものとなり、また55年から酪農家が表作を借地させてくれた耕種農家に10a当たり3,600円を賃借料として支払うようになったので営農集団で定めた委託管理料も実質的には井古集落には通用しなくなった。酪農家から見れば56年表作では井古集落は借地をさせてくれる9集落のうちの1集落で、借地農家数からいえば13%、借地面積からいえば14%を占めるにすぎなくなった。しかし、営農集団として見れば農地の流動化、高位耕地利用率には大きく貢献している。なお、井古集落の耕種農家が野菜を作るほ場は狭小なほ場で連年固定している。したがって、きゅう肥の施用と関係を持っているのは毎年裏作を個人管理とし麦を栽培、表作を酪農家に貸している1戸の農家の2筆59aのみである。なお、酪農グループは営農集団加入農家の農作業の受託は当初から全く行っていない。

その後のサイレージ生産費の各戸の負担方法について付記すれば、55年以降は5戸の所有するサイロのすべてを共用とし、55、56両年は成牛頭数により、57年以降は56年末に自給飼料生産総合振興対策事業によってコンクリートサイロ(3×3×4m)30基の建設と共にトラックスケールが設置されたので、各戸が持ち帰ったサイレージの重量によることとしている。

酪農グループで一番問題であるのはきゅう肥の取扱いについてで、営農集団結成前からと思われるが、農道沿いの定まったほ場に投棄し、次期作付まで放置していることである。露地のため、きゅう肥の肥料成分特に窒素、加里の損失が多いはずであり、また民家から離れてはいるが不衛生であるので早急にこの対策を図る必要がある。

次に56年から粗飼料の生産、すなわちきゅう肥の散布からサイロ詰込までの作業時間の記録を始めたのであるがこの日誌は作業種類別、作業別別に労働時間を記入する形式となっていて、作物名、作業面積については全く記入がない。しかも56年は記入の不慣れもあって同日に幾つかの作業が行われたときは代表作業に全部の時間を記入している。17時ごろまで飼料作物に関する作業を行い、その後給餌、搾乳等の作業をし終るのが20時近いとのことであるから、正確な記帳は無理であることは良く分るが、作物ごとのサイレージの生産費の計算、作業能率等の算出が不可能であるので日誌の記入方式を改める必要がある。

更に56年表作については作付面積の19%の面積(9.5ha)のソルゴーが刈取不可能であったことが挙げられる。これは50haを確保したいために排水不良田を借りた結果である。作付面積が50ha以下となれば当然、補助金は減額されるのであるが、それよりこの面積に投下した費用が全く無だになっている。いたずらに面積の確保ばかりを追求すべきでない。

総 括

調査結果及び考察の中で既に述べているが、営農集団の3事業部のうち、活躍しているのは営農活動推進事業部だけであり、同部長が麦グループの組合長でもあり、麦グループが農業機械の保守管理のすべてを任されていることもあってか機械利用部の活動がなく、また耕地の利用と土壌改良は不離一体の関係にあり、本来であれば土壌改良部と営農活動推進事業部とは連けいを密にして運営されなければならないのであるが、これも営農活動推進事業部が中心となっているように見受けられる。機械利用部、土壌改良部の活用を図らなければならない。

次に麦グループでは収支決算を行っておらず、また作物別、作業種類別単位面積当たり作業時間についても日誌にさかのぼって見なければ全く分らないといっても良い状態である。農協の貯金の入金、引出金、残高によって総体的な経営成果は分かろうが、これでは適切な運営であるのか否かの検討ができない。現会計担当者は手一杯で、また会計担当者を2名とすることも困難なようであるから従来の賃金、受託作業料金の資料作成を簡素化するよう工夫し、上記の2点について分析考察できるような資料を作成すべきではないか。

また、酪農グループの日誌では作物別にすることと、作業面積を記入するように改めることが必要である。

技術的な改善点では稲荷、堀越両集落の耕地では透水

性の向上を図るため、各農家にとっては経済的負担を増すことになるが、プラウによる深耕、天地返しを順次行うことが必要であり、また土壌中の有機物の不足が踏査しても分かるので、計画的に小面積ずつでも順次酪農家に飼料作物を作付けてもらうようにするか、一時的には収益が減っても緑肥作物を栽培し、すき込みを行うしかない。なお、飼料作物の栽培によって地力が回復するのではなく、その栽培のために酪農家が大量のきゅう肥、牛尿を散布することによるものであることは改めていうまでもない。次に稲荷、堀越両集落の耕地では54年以降、隔年に同一の耕地に水稻を作付けていることである。堀越集落農家の耕地3筆56aは水稻しかできないのでここは除外して2、3年の田畑輪換としたい。酪農グループではきゅう肥置場に簡易なものでよいので屋根と囲いをし、雨と陽光をさえ切ることが必要である。更に単に作付面積の拡大だけを考えないで単位面積当たり収量の増加を図るべきである。

この営農集団は各農家が抱えている共通の悩みを解決することを目的にして結成し、次に地力の回復を図ることが集団加入農家の共通の願望となり作型、作物を決め全面積に表作・裏作とも作付けすることで結束して当たっている。営農集団の継続、発展を図るには役員が各農家に共通した問題を捕そくし、必要があれば加入農家の啓もう、誘導に努め、これを次の目標として掲げ、団結を維持強化することが必要と考える。目的を達成したことで満足し、マンネリ化することは厳に警戒しなければならないと思う。

謝 辞

本論文作成に当たり、お忙しいのにもかかわらず13時ごろから22時ごろまで2日間にわたり熱心に説明や質問に答えて下さった郡家町農協営農課長・石破駿介氏、課長と同席し、また営農集団の資料を供与して下さいました東郡家地域営農集団営農活動推進事業部長兼稲荷富士生産組合長・岸本栄氏、11時ごろから明方3時半ごろまで日誌によって作業種類別作業面積、作業時間を調べて下さった稲荷富士生産組合会計・岸本家憲氏、資料の閲覧を許可して下さいました郡家町長・小林実氏、資料を提供して下さいました鳥取県庁農蚕園芸課主任農林技師・森田正人氏、郡家町農協営農課長補佐・衣笠春寿氏、郡家町役場産業課長・山本虎之助氏、同課員・岡本秀雄氏、農業委員会事務局長・奥田琢也氏、郡家土地改良区理事長・中本長寿氏、同事務長・岡正美氏、郡家町農業共済組合参事（現八頭農業共済組合参事）・田中三雄氏及び職員の方、東郡家地域営農集団会計・西村誠治氏、婦人部長・西村富子氏、東郡家牧場組合長・木下勲氏、同組合員・川戸輝義氏、お話を伺った東郡家地域営農集団団長・岸本益弘氏、同集団役員・中村昭一氏、滝田賀文氏、アンケートに協力して下さいました営農集団加入農家の方、また、108筆にのぼる営農集団の5か年間の表作・裏作別作付図から作型別、作物別、個人別面積及び農家数を根気よく整理集計をし、原稿の浄書をして下さった当研究室の厨子さとみさんに深く感謝の意を表します。